

(報告事項4)

経営委員会の新たな運営について

(20回経営委員会における監査委員会報告等を踏まえて)

経営委員長 平野英治

2019年3月29日

1. 運営上の新たな工夫

- (1) 重要事項に関する討議時間を十分に確保するため、案件説明上の一層の工夫（討議ポイントを中心とする簡潔な説明を行うなど）を行う
- (2) 経営委員会後に、経営委員会メンバーによる短時間（20分程度）の意見交換の機会を設ける
- (3) 経営委員会への執行部の出席については、案件の性格を踏まえ、その可否を委員長が判断する
- (4) 経営委員が議題を提案する場合には、委員長と執行部で協議の上、委員長がその取り扱いを決定する
—— 議題のオーナーシップは、提案者たる委員が持ち、経営委員会事務局と常勤監査委員が情報収集等の支援を行う
- (5) 議事要旨への発言者の名前の記載の可否については、今しばらく様子を見た上で最終的に判断する

2. 経営委員会で議論すべきテーマ

- (1) ESGに関する経営委員会としての関与の仕方
- (2) タクティカルな資産配分にかかる意思決定およびパフォーマンスの評価（執行部から定期報告を求めているかどうか）
- (3) 長期的に見た GPIF の課題
- (4) リスク管理のあり方
- (5) 中期目標・中期計画策定プロセスへの経営委員会の関与の仕方
—— 経営委員会として、中期目標に反映すべき主要施策に関する GPIF としての考え方を整理してはどうか
- (6) 独立行政法人としての GPIF における経営委員会の立ち位置
—— 「監督機能」を遂行する上での厚労省と経営委員会の役割分担

以上